県南広域振興局長告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和８年10月27日

県南広域振興局長　菅　原　健　司

１　路線名　盛岡横手線

２　供用開始の区間　和賀郡西和賀町沢内字泉沢９地割26番３地先から８地割22番１地先まで

３　供用開始の期日　令和８年11月３日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　県南広域振興局土木部北上土木センター

（２）　期間　令和８年10月27日から同年11月27日まで